

評価書（個票）

<p>事務・事業名</p>	<p>・事業主に対する講習会 ・一般事業主行動計画の策定・実施に関する相談 ・広報・啓発</p>	<p>担当課 (担当課長)</p>	<p>雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課 (職業家庭両立課長 蒔苗 浩司)</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第20条第1項</p>	<p>類型 指定等の形態</p>	<p>講習研修 促進啓発 指定</p>
<p>事務・事業の概要</p>	<p>○事務・事業創設時の趣旨 一般事業主行動計画について、その内容の充実や円滑な策定及び実施が図られるようにするために、国としても支援を行うことが必要となるが、一般事業主行動計画の内容には、勤務体制、人事管理の見直し等本来一般事業主が自主的に決定する事項が定められるものである。こうしたことから、育児休業制度、労働時間制度等について知識を有していること、一般事業主行動計画の策定及び実施に係る支援業務の遂行の確実性があること等の要件を満たす民間団体を国が指定し、一般事業主行動計画の策定及び実施に係る支援を行わせる仕組みを設けることとするものである。</p> <p>○事務・事業の内容 一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助</p>		
<p>事務・事業の目的</p>	<p>一般事業主行動計画について、その内容の充実や円滑な策定及び実施が図られ、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境が整備されること。</p>		
<p>関連する政策目標</p>	<p>基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること</p> <p>1-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること</p>		
<p>関連する業績指標</p>	<p>指標2 男性の育児休業取得率</p> <p>指標3 次世代認定マーク（くるみん）取得企業数</p>		

<p>指標の 目標値等</p>	<p>指標 2 男性の育児休業取得率 13% (平成32年度)</p> <p>指標 3 次世代認定マーク (くるみん) 取得企業数 3,000社 (平成32年度)</p>
<p>法人の指定等 の状況</p>	<p>別紙のとおり。</p>
<p>指定・登録等の 基準に対する よくあるお問い 合わせと回答</p>	<p>特になし。</p>
<p>料金等・積算根 拠</p>	<p>別紙のとおり。</p>
<p>事務・事業の実 績</p>	<p>○実績 (平成27年度) 一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対する 雇用環境の整備に関する相談その他の援助 (各センターによって異なり、数字は把握していない)</p> <p>○事業収入 (平成27年度) 不明</p>
<p>国からの補助金 等</p>	<p>○補助金・委託費等 (平成28年度): なし</p>
<p>事務・事業の見 直し状況 (これ までの検証)</p>	<p>「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審 査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」(平成18年8月15日閣議決 定)に基づき、平成23年度に、指定の基準、指定を受けた法人に係る事項等を インターネットで公開した。</p>
<p>事務・事業の必 要性等・有効性</p>	<p>●事務・事業の必要性 急速な少子化の進展により次世代育成支援対策は積年の重要な課題であり、企 業の実情を踏まえつつ、効果的に次世代育成支援対策を進めるためには、仕事と 子育てを両立しやすい雇用環境を整備するための業務体制、要員管理の見直し等 についての検討が必要となる。 このようなノウハウがない事業主に対しては、国としても専門的、弾力的なき め細かい相談その他の援助を行うことが必要であるため。</p> <p>●事務・事業の妥当性 一般事業主行動計画の策定及び実施が円滑に実施されるためには、都道府県労 働局雇用環境・均等部(室)の援助のみならず、企業における人事労務管理に精通 している事業主団体を次世代育成支援対策推進センターとして指定し、これらの 団体による援助が行われることが、利用者利便の向上等に照らして妥当である。</p> <p>●事務・事業の有効性 一般事業主行動計画の策定及び実施が円滑に実施されるためには、都道府県労 働局雇用環境・均等部(室)の援助のみならず、企業における人事労務管理に精通 している事業主団体を次世代育成支援対策推進センターとして指定し、これらの 団体による援助が行われることが、国が直接行うことよりも有効である。</p>

<p>事務・事業の執行体制の妥当性</p>	<p>○指定等を行う妥当性 一般事業主行動計画の策定、公表及び労働者への周知並びに当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるためには、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)の援助のみならず、企業における人事労務管理に精通している事業主団体を次世代育成支援対策推進センターとして指定し、これらの団体による援助が行われることが、国が直接援助を行うことよりも妥当かつ有効である。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性 次世代育成支援対策推進法第20条第1項及び同施行規則第15条に基づき、育児休業制度、労働時間制度等について知識を有していること、一般事業主行動計画の策定及び実施に係る支援業務の遂行の確実性があること等の要件を満たす事業主団体を指定しており、事業の目的から本事業の実施主体として適格である。</p>
<p>評価結果の総括 (現状分析(事務・事業の評価)と今後の方向性)</p>	<p>一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助を行い、企業における次世代育成支援対策を一層進展させていくためには、今後とも、企業における人事労務管理に精通している事業主団体である次世代育成支援対策推進センターを活用していくことが必要である。</p>
<p>備考</p>	

別紙

合計93法人(うち公益法人2法人、社団法人21法人)

平成28年4月1日現在

名称	指定等の時期	連絡先 (TEL)	料金等・積算根拠
北海道商工会連合会	平成16年5月	011-251-0102	特になし
北海道中小企業団体中央会	平成16年5月	011-231-1919	
一般社団法人青森県経営者協会	平成17年12月	017-734-2531	
岩手県商工会連合会	平成16年5月	019-622-4165	
岩手県中小企業団体中央会	平成16年5月	019-624-1363	
仙台商工会議所	平成16年5月	022-265-8182	
宮城県中小企業団体中央会	平成16年5月	022-222-5560	
一般社団法人秋田県経営者協会	平成16年5月	018-864-0812	
秋田県中小企業団体中央会	平成16年5月	018-863-8701	
山形県中小企業団体中央会	平成16年5月	023-647-0360	
福島県中小企業団体中央会	平成16年5月	024-536-1261	
茨城県中小企業団体中央会	平成16年5月	029-224-8030	
一般社団法人栃木県経営者協会	平成16年5月	028-622-3059	
栃木県中小企業団体中央会	平成16年5月	028-635-2300	
一般社団法人群馬県経営者協会	平成16年5月	027-234-2770	
埼玉県中小企業団体中央会	平成16年5月	048-641-1315	
一般社団法人埼玉県商工会議所連合会	平成19年7月	048-647-4115	
千葉県中小企業団体中央会	平成16年5月	043-306-2427	
一般社団法人千葉県経営者協会	平成16年7月	043-246-1158	
公益社団法人東京労働基準協会連合会	平成16年5月	03-3263-5060	
一般社団法人三田労働基準協会	平成16年5月	03-3451-0901	
全国中小企業団体中央会	平成16年5月	03-3523-4903	
一般社団法人東京経営者協会	平成16年5月	03-3213-4700	
東京商工会議所	平成16年5月	03-3283-7631	
東京都中小企業団体中央会	平成16年7月	03-3542-0386	
一般社団法人神奈川県経営者協会	平成16年5月	045-671-7060	
神奈川県中小企業団体中央会	平成16年5月	045-633-5134	
一般社団法人新潟県経営者協会	平成16年5月	025-267-2311	
新潟県中小企業団体中央会	平成16年5月	025-267-1100	
一般社団法人富山県経営者協会	平成16年5月	076-421-9588	
一般社団法人石川県経営者協会	平成16年5月	076-232-3030	
福井県経営者協会	平成16年5月	0776-22-3119	
山梨県経営者協会	平成16年5月	055-233-0271	
山梨県中小企業団体中央会	平成16年5月	055-237-3215	

名称	指定等の時期	連絡先（TEL）	料金等・積算根拠
一般社団法人長野県経営者協会	平成16年5月	026-235-3522	
長野県中小企業団体中央会	平成21年8月	026-228-1171	
一般社団法人岐阜県経営者協会	平成16年5月	058-266-1151	
岐阜県中小企業団体中央会	平成16年5月	058-277-1100	
岐阜県農業協同組合中央会	平成16年7月	058-276-5620	
一般社団法人静岡県経営者協会	平成16年5月	054-252-4325	
静岡県中小企業団体中央会	平成16年5月	054-254-1511	
愛知県経営者協会	平成16年5月	052-221-1931	
愛知県中小企業団体中央会	平成17年2月	052-485-6811	
三重県経営者協会	平成16年5月	059-228-3557	
三重県中小企業団体中央会	平成18年6月	059-228-5195	
一般社団法人滋賀経済産業協会	平成17年2月	077-526-3575	
京都経営者協会	平成16年5月	075-361-8406	
京都府中小企業団体中央会	平成16年5月	075-314-7131	
堺経営者協会	平成16年5月	072-226-2611	
東部大阪経営者協会	平成16年5月	06-6789-0032	
尼崎経営者協会	平成16年5月	06-6411-4281	
姫路経営者協会	平成16年5月	079-288-1011	
兵庫県経営者協会	平成16年5月	078-321-0051	
兵庫県中小企業団体中央会	平成16年5月	078-331-2045	
公益社団法人 橿原市経済倶楽部	平成21年8月	0744-28-4410	
和歌山県経営者協会	平成16年5月	073-431-7376	
一般社団法人鳥取県経営者協会	平成16年7月	0857-22-8424	
鳥取県中小企業団体中央会	平成16年7月	0857-26-6671	
一般社団法人島根県経営者協会	平成16年7月	0852-21-4925	
島根県中小企業団体中央会	平成16年7月	0852-21-4809	
岡山県経営者協会	平成16年5月	086-225-3988	
岡山県中小企業団体中央会	平成16年5月	086-224-2245	
広島県経営者協会	平成16年5月	082-221-6844	
広島県中小企業団体中央会	平成16年7月	082-228-0926	
広島県商工会連合会	平成17年12月	082-247-0221	
福山商工会議所	平成17年12月	084-921-2345	
呉商工会議所	平成19年7月	0823-21-0151	

名称	指定等の時期	連絡先（TEL）	料金等・積算根拠
山口県経営者協会	平成16年5月	083-922-0888	
山口県中小企業団体中央会	平成16年5月	083-922-2606	
徳島商工会議所	平成16年5月	088-653-3211	
徳島県中小企業団体中央会	平成16年5月	088-654-4431	
香川県中小企業団体中央会	平成16年5月	087-851-8311	
愛媛県経営者協会	平成16年5月	089-921-6767	
一般社団法人愛媛県法人会連合会	平成23年4月25日	089-933-5596	
高知県経営者協会	平成16年5月	088-872-5181	
高知商工会議所	平成18年6月	088-875-1177	
福岡県経営者協会	平成16年5月	092-715-0562	
福岡県中小企業団体中央会	平成21年8月	090-622-8780	
佐賀県経営者協会	平成16年7月	0952-23-7191	
佐賀県中小企業団体中央会	平成16年9月	0952-23-4598	
長崎県中小企業団体中央会	平成16年5月	095-826-3201	
長崎県経営者協会	平成16年9月	095-822-0245	
熊本県経営者協会	平成16年5月	096-352-0419	
熊本県中小企業団体中央会	平成18年4月	096-325-3255	
大分県経営者協会	平成16年5月	097-532-4745	
大分県中小企業団体中央会	平成16年5月	097-536-6331	
宮崎県経営者協会	平成16年5月	0985-22-4667	
一般社団法人宮崎県商工会議所連合会	平成16年5月	0985-22-2161	
宮崎県中小企業団体中央会	平成16年5月	0985-24-4278	
鹿児島県中小企業団体中央会	平成16年5月	099-222-9258	
鹿児島県経営者協会	平成16年7月	099-222-3489	
沖縄県中小企業団体中央会	平成16年5月	098-859-6120	
一般社団法人沖縄県経営者協会	平成17年5月	098-859-6151	